

熊本労働局発表
(局長 金谷 雅也)
令和7年7月23日

【照会先】
熊本労働局労働基準部健康安全課
課長 吉川 祐基
安全専門官 近藤 邦博
(電話) 096-355-3186
kenkouanzenka-kumamotokyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位



『建設業(土木工事業等)における死亡労働災害多発緊急警報』

の発令を解除しました

熊本労働局（局長 金谷雅也）では、令和7年5月20日から同年7月19日まで『**建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報**』（別添1参照）を発令していましたが、同期間中に死亡労働災害の発生がなかったことを踏まえ、7月19日をもって同緊急警報発令を解除することといたしました。

ただし、建設業における休業4日以上労働災害は、6月末時点で104人で、前年同期に比べ15人増加（+16.9%）となっており、予断を許さない状況です。（別添2参照）

このため、熊本労働局では、労働災害撲滅に向け『特に徹底していただきたい7つの労働災害防止対策』の実施について、引き続き建設業関係者の皆様に対し呼びかけを行ってまいります。（別添3参照）

【特に徹底していただきたい7つの労働災害防止対策】

- ◆ リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
- ◆ 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
- ◆ 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
- ◆ 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
- ◆ 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
- ◆ 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
- ◆ 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底



建設業（土木工事業等）における 死亡労働災害多発緊急警報発令中！

【発令期間：令和7年5月20日から同年7月19日まで】

熊本県内の令和7年の建設業における死亡災害は、4月末時点で4人（前年同期0人）となっており、大変憂慮すべき事態となっています。また、4人のうち3人が土木工事業においてのものです。

このため、熊本労働局では、建設業、特に土木工事業における労働災害防止対策を徹底するため、特に留意いただきたい事項を裏面のとおり取りまとめました。

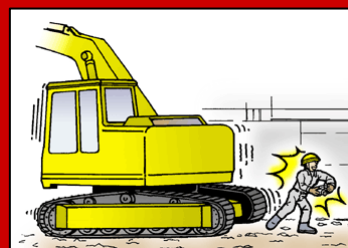
各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

死亡災害の概要

①建設機械に轢かれる。

発生月：1月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：激突され
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

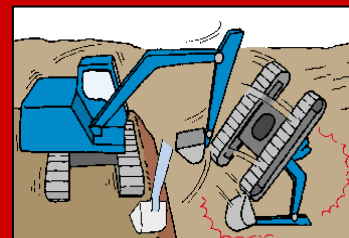
●災害発生状況
工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。



②建設機械とともに転落する。

発生月：2月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

●災害発生状況
くり畑で横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横わたっているところを発見され、死因は外傷性のものであった。



③型枠の取り外し作業中、コンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：20代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：建築物・構築物

●災害発生状況
2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いていたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。



④深さ3mの掘削箇所にて作業中、土砂崩壊が発生し生き埋めとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：地山・岩石

●災害発生状況
造成工事において掘削作業中、深さ3～4mの掘削箇所に進入していたところ、片側切面の土砂が崩壊し2名が被災し、うち1名が生き埋めとなり死亡。



建設業の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		☒
1	高さ2メートル以上の場所で作業を行う時に、幅40センチメートル以上の作業床、高さ85センチメートル以上の手すり、中さん等の設置、開口部への囲い及び墜落制止用器具等を使用していますか？	☐
2	はしごや脚立等を使用する時に、はしごの上部、下部の固定状況などの確認や転位防止、開き角度を75度以下にする等の措置を行っていますか？	☐
3	建設機械やクレーン等を使用する時に、周囲の作業員と接触させないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置する等の措置を行っていますか？	☐
4	建設機械で作業する時に、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業者全員に周知していますか？	☐
5	建設機械の運行経路について、路肩の崩壊の防止や、地盤の不動沈下を防止すること等の措置を行っていますか？	☐
6	建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所で建設機械を使用する時に、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用していますか？また、運転者にシートベルトを使用するよう教育していますか？	☐
7	明り掘削の作業において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがある時に、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の危険を防止するための措置を行っていますか？	☐
8	クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げ作業を行う時に、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードにしていますか？	☐
9	若年労働者への雇入れ時等の安全衛生教育及び加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応した高齢労働者の安全衛生対策を行っていますか？	☐
10	暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策及び熱中症の重篤化を防止する対策（報告体制、手順作成、関係労働者への周知）を行っていますか？	☐

令和7年死傷災害発生状況

(6月末) 別添2

熊本労働局

令和7年7月7日

業 種 号	業 種	令和7年						令和6年		対6年同期比		令和4年		対4年同期比	
		死傷 者数	年千 人率	(全国) (R5)	構成比(%)		死亡 者数	死傷 者数	死亡 者数	増減数	増減比	死傷 者数	死亡 者数	増減数	増減比
					総計比	小計比									
1	食料品	62	3.4	6.0	7.2%	36.9%		68		-6	-8.8%	60		2	3.3%
	木材・木製品	7	3.7	11.9	0.8%	4.2%		12		-5	-41.7%	11		-4	-36.4%
	化学工業	7	0.6	1.5	0.8%	4.2%		4		3	75.0%	10		-3	-30.0%
	窯業土石	12	3.6	4.3	1.4%	7.1%		5		7	140.0%	13		-1	-7.7%
	金属製品	21	3.2	4.8	2.4%	12.5%		20	1	1	5.0%	24		-3	-12.5%
	一般機械器具	9	0.8	1.3	1.0%	5.4%		6		3	50.0%	4		5	125.0%
	電気機械器具	2	0.1	0.8	0.2%	1.2%		12		-10	-83.3%	4		-2	-50.0%
	輸送機械	12	1.1	1.5	1.4%	7.1%		10		2	20.0%	14		-2	-14.3%
	上記以外	36	1.6		4.2%	21.4%		28		8	28.6%	31		5	16.1%
	製造業	168	1.7	2.7	19.6%	100.0%		165	1	3	1.8%	171		-3	-1.8%
2	鉱業	4	16.1	9.9	0.5%			3		1	33.3%	1		3	300.0%
3	土木工事	37	-		4.3%	35.6%	3	31	1	6	19.4%	42		-5	-11.9%
	建築工事	39	-		4.5%	37.5%		36		3	8.3%	55		-16	-29.1%
	その他の建設	28	-		3.3%	26.9%	1	22		6	27.3%	16		12	75.0%
	建設業	104	2.6	4.4	12.1%	100.0%	4	89	1	15	16.9%	113		-9	-8.0%
4	道路旅客	12	2.2		1.4%	10.8%		11		1	9.1%	10		2	20.0%
	道路貨物運送	96	5.5		11.2%	86.5%	1	79		17	21.5%	73		23	31.5%
	上記以外	3	1.4		0.3%	2.7%				3	-	1		2	200.0%
	運輸交通業	111	4.5	6.9	12.9%	100.0%	1	90		21	23.3%	84		27	32.1%
5	陸上貨物		-			-		3		-3	-100.0%	1		-1	-100.0%
	港湾運送		-			-					-	1		-1	-100.0%
	貨物取扱					-		3		-3	-100.0%	2		-2	-100.0%
6	農業	15	3.5	5.8	1.7%	51.7%	1	13		2	15.4%	19	1	-4	-21.1%
	林業	14	10.4	22.8	1.6%	48.3%	1	14				9	1	5	55.6%
	農林業	29	-		3.4%	100.0%	2	27		2	7.4%	28	2	1	3.6%
7	畜産	14	8.0		1.6%	93.3%		11		3	27.3%	13		1	7.7%
	水産	1	1.6	13.6	0.1%	6.7%		1				3		-2	-66.7%
	畜産・水産	15	6.3		1.7%	100.0%		12		3	25.0%	16		-1	-6.3%
	1号～7号計	431	2.5		50.2%		7	389	2	42	10.8%	415	2	16	3.9%
8	卸売	32	1.0		3.7%	24.8%	1	18		14	77.8%	15		17	113.3%
	小売	86	0.9		10.0%	66.7%		89		-3	-3.4%	97	1	-11	-11.3%
	上記以外	11	0.8		1.3%	8.5%		12		-1	-8.3%	11			
	商業	129	0.9	2.2	15.0%	100.0%	1	119		10	8.4%	123	1	6	4.9%
9	金融	8	0.5	0.7	0.9%	72.7%		4		4	100.0%	4		4	100.0%
	広告・斡旋	3	0.8		0.3%	27.3%				3	-			3	-
	金融広告業	11	0.6		1.3%	100.0%		4		7	175.0%	4		7	175.0%
10	映画・演劇業										-				-
11	通信業	18	2.7	3.5	2.1%			12		6	50.0%	4		14	350.0%
12	教育研究業	12	0.3	0.5	1.4%			6		6	100.0%	8		4	50.0%
13	医療保健	55	0.8		6.4%	41.7%		41		14	34.1%	35		20	57.1%
	社会福祉施設	74	1.1		8.6%	56.1%		101		-27	-26.7%	94	1	-20	-21.3%
	その他の保健衛生	3	2.2		0.3%	2.3%		1		2	200.0%	4		-1	-25.0%
	保健衛生業	132	0.9	2.2	15.4%	100.0%		143		-11	-7.7%	133	1	-1	-0.8%
14	旅館	16	1.9		1.9%	25.0%		10		6	60.0%	12		4	33.3%
	飲食店	30	1.0		3.5%	46.9%		31		-1	-3.2%	32		-2	-6.3%
	その他の接客	18	2.1		2.1%	28.1%		11		7	63.6%	18			
	接客娯楽業	64	1.3	2.8	7.5%	100.0%		52		12	23.1%	62		2	3.2%
15	清掃・と畜	29	2.5		3.4%			41		-12	-29.3%	39		-10	-25.6%
16	官公署	5	0.1		0.6%			1		4	400.0%	1		4	400.0%
17	派遣		-			-		3		-3	-100.0%	2		-2	-100.0%
	その他の事業	28	-		3.3%	100.0%		42		-14	-33.3%	30		-2	-6.7%
	その他の事業	28	0.5		3.3%	100.0%		45		-17	-37.8%	32		-4	-12.5%
	第三次産業計	428	0.8		49.8%		1	423		5	1.2%	406	2	22	5.4%
	総 計	859	1.3	2.4	100.0%		8	812	2	47	5.8%	821	4	38	4.6%
	コロナリ患数	30	0.0					59		-29	-49.2%	78		-48	-61.5%
	総計(コロナリ患含む)	889	1.3	2.4			8	871	2	18	2.1%	899	4	-10	-1.1%

統計表の見方

労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

第三次産業は、上記表の8号から17号までの業種が対象。

同期比10件以上の増加を示す

熊本労働局

型別									年齢別									
業種	順位	令和7年	人数	割合	順位	令和6年	人数	割合	年齢階層	令和7年				令和6年				増減数 人数
										人数	割合	男女別	人数	割合	男女別			
全業種	1	転倒	275	32.0%	1	転倒	215	26.5%	～19歳	13	1.5%			13	1.6%			0
	2	墜落・転落	154	17.9%	2	墜落・転落	130	16.0%	20歳～29歳	99	11.5%			88	10.8%			11
	3	動作の反動・無理な動作	111	12.9%	3	動作の反動・無理な動作	118	14.5%	30歳～39歳	99	11.5%			91	11.2%			8
	4	はさまれ・巻き込まれ	73	8.5%	4	はさまれ・巻き込まれ	84	10.3%	40歳～49歳	136	15.8%			142	17.5%			-6
	5	切れ・こすれ	50	5.8%	5	切れ・こすれ	48	5.9%	50歳～59歳	204	23.7%	男	114	219	27.0%	男	131	-15
											女	90		女	88			
									60歳～	308	35.9%	男	158	259	31.9%	男	133	49
										女	150		女	126				
製造業	1	転倒	45	26.8%	1	転倒	39	23.6%	～19歳	2	1.2%			3	1.8%			-1
	2	はさまれ・巻き込まれ	33	19.6%	2	はさまれ・巻き込まれ	36	21.8%	20歳～29歳	21	12.5%			28	17.0%			-7
	3	墜落・転落	25	14.9%	3	動作の反動・無理な動作	18	10.9%	30歳～39歳	30	17.9%			19	11.5%			11
	4	動作の反動・無理な動作	18	10.7%	4	墜落・転落	16	9.7%	40歳～49歳	30	17.9%			30	18.2%			0
	5	切れ・こすれ	15	8.9%	5	切れ・こすれ	10	6.1%	50歳～59歳	39	23.2%	男	24	40	24.2%	男	24	-1
											女	15		女	16			
									60歳～	46	27.4%	男	29	45	27.3%	男	29	1
										女	17		女	16				
建設業	1	墜落・転落	40	38.5%	1	墜落・転落	24	27.0%	～19歳	1	1.0%			1	1.1%			0
	2	転倒	14	13.5%	2	はさまれ・巻き込まれ	15	16.9%	20歳～29歳	17	16.3%			14	15.7%			3
	3	飛来・落下	8	7.7%	3	転倒	12	13.5%	30歳～39歳	17	16.3%			10	11.2%			7
	3	激突され	8	7.7%	4	切れ・こすれ	10	11.2%	40歳～49歳	12	11.5%			12	13.5%			0
	3	はさまれ・巻き込まれ	8	7.7%	5	激突され	9	10.1%	50歳～59歳	24	23.1%	男	24	23	25.8%	男	23	1
				0.0%							女	0		女	0			
									60歳～	33	31.7%	男	32	29	32.6%	男	28	4
										女	1		女	1				
陸上貨物 運送事業	1	墜落・転落	36	37.5%	1	墜落・転落	27	32.9%	～19歳	2	2.1%			0	0.0%			2
	2	転倒	13	13.5%	2	はさまれ・巻き込まれ	10	12.2%	20歳～29歳	9	9.4%			8	9.8%			1
	3	動作の反動・無理な動作	12	12.5%	3	動作の反動・無理な動作	9	11.0%	30歳～39歳	18	18.8%			10	12.2%			8
	4	激突	7	7.3%	4	飛来・落下	8	9.8%	40歳～49歳	13	13.5%			17	20.7%			-4
	4	激突され	7	7.3%	4	交通事故（道路）	8	9.8%	50歳～59歳	32	33.3%	男	29	34	41.5%	男	31	-2
											女	3		女	3			
									60歳～	22	22.9%	男	19	13	15.9%	男	13	9
										女	3		女	0				
林業	1	激突され	4	28.6%	1	切れ・こすれ	5	35.7%	～19歳	0	0.0%			0	0.0%			0
	2	飛来・落下	3	21.4%	2	墜落・転落	3	21.4%	20歳～29歳	0	0.0%			2	14.3%			-2
	3	墜落・転落	2	14.3%	2	激突され	3	21.4%	30歳～39歳	2	14.3%			4	28.6%			-2
	3	切れ・こすれ	2	14.3%	4	飛来・落下	1	7.1%	40歳～49歳	1	7.1%			3	21.4%			-2
	5	転倒	1	7.1%	4	有害物等との接触	1	7.1%	50歳～59歳	3	21.4%	男	3	2	14.3%	男	2	1
	5	交通事故（道路）	1	7.1%	4	動作の反動・無理な動作	1	7.1%			女	0		女	0			
									60歳～	7	50.0%	男	6	3	21.4%	男	3	4
										女	0		女	0				
第三次産業																		
小売業	1	転倒	45	52.3%	1	転倒	33	37.1%	～19歳	1	1.2%			3	3.4%			-2
	2	飛来・落下	6	7.0%	2	墜落・転落	11	12.4%	20歳～29歳	13	15.1%			9	10.1%			4
	2	はさまれ・巻き込まれ	6	7.0%	3	動作の反動・無理な動作	10	11.2%	30歳～39歳	5	5.8%			7	7.9%			-2
	2	交通事故（道路）	6	7.0%	4	はさまれ・巻き込まれ	8	9.0%	40歳～49歳	10	11.6%			15	16.9%			-5
	2	動作の反動・無理な動作	6	7.0%	5	切れ・こすれ	6	6.7%	50歳～59歳	18	20.9%	男	1	20	22.5%	男	8	-2
					5	交通事故（道路）	6	6.7%			女	17		女	12			
									60歳～	39	45.3%	男	10	35	39.3%	男	6	4
										女	29		女	29				
社会福祉施設	1	転倒	26	35.1%	1	動作の反動・無理な動作	39	38.6%	～19歳	0	0.0%			0	0.0%			0
	2	動作の反動・無理な動作	25	33.8%	2	転倒	34	33.7%	20歳～29歳	4	5.4%			7	6.9%			-3
	3	墜落・転落	6	8.1%	3	墜落・転落	10	9.9%	30歳～39歳	6	8.1%			14	13.9%			-8
	4	交通事故（道路）	4	5.4%	4	激突	4	4.0%	40歳～49歳	11	14.9%			21	20.8%			-10
	5	激突	3	4.1%	5	切れ・こすれ	2	2.0%	50歳～59歳	16	21.6%	男	0	28	27.7%	男	4	-12
	5	切れ・こすれ	3	4.1%	5	高温・低温の物との接触	2	2.0%			女	16		女	24			
					5	交通事故（道路）	2	2.0%	60歳～	37	50.0%	男	5	31	30.7%	男	6	6
										女	32		女	25				
飲食店	1	転倒	11	36.7%	1	転倒	11	35.5%	～19歳	4	13.3%			5	16.1%			-1
	2	切れ・こすれ	4	13.3%	2	高温・低温の物との接触	6	19.4%	20歳～29歳	6	20.0%			3	9.7%			3
	2	交通事故（道路）	4	13.3%	3	切れ・こすれ	4	12.9%	30歳～39歳	2	6.7%			5	16.1%			-3
	4	動作の反動・無理な動作	3	10.0%	3	動作の反動・無理な動作	4	12.9%	40歳～49歳	1	3.3%			5	16.1%			-4
	5	墜落・転落	2	6.7%	5	墜落・転落	3	9.7%	50歳～59歳	4	13.3%	男	2	5	16.1%	男	1	-1
	5	崩壊・倒壊	2	6.7%							女	2		女	4			
									60歳～	13	43.3%	男	4	8	25.8%	男	1	5
										女	9		女	7				

熊労発基 0722 第 12 号
令和 7 年 7 月 22 日

建設業労働災害防止協会 熊本県支部長 殿

熊本労働局長

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』の解除について

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内の建設業において死亡労働災害が多発していることから発令しておりました『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（警報期間：令和 7 年 5 月 20 日から同年 7 月 19 日まで）については、警報発令期間中に死亡労働災害が発生しなかったことから、7 月 19 日をもって解除いたしました。

しかし、県内の建設業における休業 4 日以上労働災害は、6 月末時点で 104 件発生し、前年同期に比べ 15 件増加（+16.9%）となっており、予断を許さない状況は続いています。

つきましては、貴協会におかれては、引き続き労働災害撲滅に向け、会員事業場に対し、下記の「特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策」の継続的な実施について周知していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

別記 1 の事業者団体の長 殿

熊本労働局長

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』の解除について

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内の建設業において死亡労働災害が多発していることから発令しておりました『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（警報期間：令和 7 年 5 月 20 日から同年 7 月 19 日まで）については、警報発令期間中に死亡労働災害が発生しなかったことから、7 月 19 日をもって解除いたしました。

しかし、県内の建設業における休業 4 日以上労働災害は、6 月末時点で 104 件発生し、前年同期に比べ 15 件増加（+16.9%）となっており、予断を許さない状況は続いています。

つきましては、貴団体におかれては、引き続き労働災害撲滅に向け、会員事業場に対し、下記の「特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策」の継続的な実施について周知していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

別記 1

No	名称	長宛て(略)
1	一般社団法人熊本県建設業協会	(一社)熊本県建設業協会 会長
2	熊本県管工事業組合連合会	熊本県管工事業組合連合会 会長
3	一般社団法人熊本県造園建設業協会	(一社)熊本県造園建設業協会 会長
4	一般社団法人熊本県法面保護協会	(一社)熊本県法面保護協会 会長
5	一般社団法人熊本県道路舗装協会	(一社)熊本県道路舗装協会 会長
6	熊友会型梓協同組合	熊友会型梓協同組合 会長
7	一般社団法人 九州林業土木協会	(一社)九州林業土木協会 会長

別記 2 の公共工事発注機関の長 殿

熊本労働局長

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』の解除について

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内の建設業において死亡労働災害が多発していることから発令しておりました『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（警報期間：令和 7 年 5 月 20 日から同年 7 月 19 日まで）については、警報発令期間中に死亡労働災害が発生しなかったことから、7 月 19 日をもって解除いたしました。

しかし、県内の建設業における休業 4 日以上労働災害は、6 月末時点で 104 件発生し、前年同期に比べ 15 件増加（+16.9%）となっており、予断を許さない状況は続いています。

つきましては、公共工事の請負事業者において下記の「特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策」が継続的に実施されますよう、周知についてご協力をお願い申し上げます。

併せて、発注者として適切な安全衛生経費の確保並びに労働災害防止の観点を踏まえた設計及び工期の設定についても引き続きご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

記

特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

別記 2

番号	団体名
1	国土交通省九州地方整備局 熊本営繕事務所
2	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所
3	国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所
4	国土交通省九州地方整備局 八代復興事務所
5	国土交通省九州地方整備局 熊本港湾・空港整備事務所
6	国土交通省九州地方整備局 阿蘇砂防事務所
7	国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所
8	国土交通省九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所
9	農林水産省九州農政局 農村振興部
10	農林水産省九州農政局 土地改良技術事務所
11	農林水産省九州農政局 八代平野農業水利事業所
12	農林水産省九州農政局 宇城農地整備事業所
13	農林水産省九州農政局 八代海岸保全事業所
14	農林水産省九州農政局 玉名横島海岸保全事業所
15	九州森林管理局
16	熊本南部森林管理署
17	熊本県 企業局
18	熊本県 土木部
19	熊本県 農林水産部
20	県央広域本部 土木部
21	宇城地域振興局 土木部
22	上益城地域振興局 土木部
23	県北広域本部 土木部
24	玉名地域振興局 土木部
25	鹿本地域振興局 土木部
26	阿蘇地域振興局 土木部
27	県南広域本部 土木部
28	芦北地域振興局 土木部
29	球磨地域振興局 土木部
30	天草広域本部 土木部
31	地方共同法人 日本下水道事業団 熊本事務所
32	熊本市
33	八代市
34	人吉市
35	荒尾市
36	水俣市
37	玉名市
38	山鹿市

番号	団体名
39	菊池市
40	宇土市
41	上天草市
42	宇城市
43	阿蘇市
44	天草市
45	合志市
46	美里町
47	玉東町
48	南関町
49	長洲町
50	和水町
51	大津町
52	菊陽町
53	南小国町
54	小国町
55	産山村
56	高森町
57	西原村
58	南阿蘇村
59	御船町
60	嘉島町
61	益城町
62	甲佐町
63	山都町
64	氷川町
65	芦北町
66	津奈木町
67	錦町
68	多良木町
69	湯前町
70	水上村
71	相良村
72	五木村
73	山江村
74	球磨村
75	あさぎり町
76	苓北町

別記 3 の民間工事発注機関の長 殿

熊本労働局長

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』の解除について

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内の建設業において死亡労働災害が多発していることから発令しておりました『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（警報期間：令和 7 年 5 月 20 日から同年 7 月 19 日まで）については、警報発令期間中に死亡労働災害が発生しなかったことから、7 月 19 日をもって解除いたしました。

しかし、県内の建設業における休業 4 日以上労働災害は、6 月末時点で 104 件発生し、前年同期に比べ 15 件増加（+16.9%）となっており、予断を許さない状況は続いています。

つきましては、民間工事の請負業者において、引き続き、下記の『特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策』が継続的に実施されるよう周知についてご協力をお願い申し上げます。また、併せて、工事の発注に際して、適切な安全衛生経費の確保並びに労働災害防止の観点を踏まえた設計及び工期の設定がなされるよう会員事業場に周知いただきますようお願い申し上げます。

記

特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

別記3

No	名称	長宛て(略)
1	熊本県経営者協会	熊本県経営者協会長
2	熊本県中小企業団体中央会	熊本県中小企業団体中央会長
3	熊本県商工会議所連合会	熊本県商工会議所連合会長
4	熊本県商工会連合会	熊本県商工会連合会長

別記 4 の労働者団体の長 殿

熊本労働局長

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』の解除について

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内の建設業において死亡労働災害が多発していることから発令しておりました『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』（警報期間：令和 7 年 5 月 20 日から同年 7 月 19 日まで）については、警報発令期間中に死亡労働災害が発生しなかったことから、7 月 19 日をもって解除いたしました。

しかし、県内の建設業における休業 4 日以上労働災害は、6 月末時点で 104 件発生し、前年同期に比べ 15 件増加（+16.9%）となっており、予断を許さない状況は続いています。

つきましては、建設業事業団体に対し、引き続き下記の「特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策」が継続的に実施していただくよう要請を行いましたので、ご承知おきくださるとともに、各事業主が行う安全衛生対策・活動についてご協力を賜りますようお願いいたします。

記

特に徹底していただきたい 7 つの労働災害防止対策

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

別記 4

No	名称	長宛て(略)
1	全日本建設交通一般労働組合 九州支部	全日本建設交通一般労働組合 九州支部長
2	日本労働組合総連合会 熊本県連合会	日本労働組合総連合会 熊本県連合会長